

北上市子ども・子育て支援事業計画策定方針

1 策定の趣旨

平成24年8月、国は、子ども・子育て支援法の制定など、子ども・子育て支援の新たな制度を創設した。子ども・子育て支援法においては、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことが市町村の責務とされている。特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。

当市では、「北上っ子すくすくプラン」（計画期間：平成17～26年度）に基づき、保育所の新設、増改築による保育の量的拡大、保育料軽減の拡充、病後児保育の再開など、子育てに係る各種施策を展開してきた。しかしながら、児童数は減少傾向にあるものの保育の需要は高く待機児童は解消されていないこと、家庭の教育力の低下による児童虐待の発生など、さらなる児童へのきめ細やかな取り組みが求められている。

このような状況の中、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会の全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深め、協働して、それぞれの役割を果たすことが必要となる。本計画は、そうした取り組みを通じ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し策定するものである。

2 計画の役割と位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、法に基づく業務の円滑な実施を定める。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく、北上市次世代育成支援対策地域行動計画「北上っ子すくすくプラン」（平成17～26年度）を継承する計画

3 策定期間

平成27年3月

4 計画期間

平成27～31年度

5 計画で定める事項

- (1) 区域の設定
- (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- (5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- (7) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

6 計画の構成

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の基本的事項
- (3) 子ども・子育てに係る現状把握および将来推計
- (4) 子ども・子育て支援に係る具体的施策
- (5) 計画を推進するための各主体の役割
- (6) 計画の進行管理

7 策定体制

- (1) 庁内検討組織
 - ア (仮称) 策定検討委員会 (構成：部長級職員)
 - イ (仮称) 策定検討委員会幹事会 (構成：課長級職員)
- (2) 市民等の参画
 - ア ニーズ調査
 - イ 子ども・子育て支援に関する団体等へのヒアリング
 - ウ パブリックコメント
- (3) 審議機関
 - 北上市子ども・子育て会議 (委員15名)

8 スケジュール

別紙のとおり